地場産品基準

１．町内で生産されたものであること。

２．町内で返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

３．町内で返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

　　※（熟成肉）千葉県内において生産された食肉を原材料として、町内において熟成し

たもの。

　　（精米）千葉県内において生産された玄米を原材料として、町内において精白した

もの。

４．町内で生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

５．町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町の独自の返礼品であることが明白なものであること。

６．前各号に該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

７．町内で提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が町に相当程度関連性のあるものであること。